

# 【企画提案仕様書】

## 令和8年度労働相談事業業務仕様書

※ 本公募は県の予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において予算案が否決された場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業の目的

労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対し、適切に助言を行うこと等により、労使関係の安定を促進する。

### 2 業務について

#### (1) 業務実施場所及び拠点名称

場所：那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階 グッジョブセンターおきなわ内  
名称：沖縄県女性就業・労働相談センター（以下「センター」という。）

※ センターでは、本事業のほか、働く女性応援事業についても併せて実施する。

#### (2) 業務実施体制（人員配置）

センターには、次の人員を配置することとする。なお、現在、センターで勤務し、令和8年度以降も同センターでの勤務を希望している人員の配置について配慮し、配置にあたっては、適切な労働環境を確保すること。

- ・管理責任者（兼センター長）
- ・労働相談員
- ・メンタルヘルス相談員
- ・コーディネーター
- ・事務員

#### ア 管理責任者（兼センター長） 1名

- ・センターにおける業務の最高責任者として、業務の統括をし、業務の進捗管理等を着実に行うほか、センターの運営又は業務全般を円滑かつ適正に行うために必要な県や関係機関等との連絡調整ができる者とする。
- ・センターにおける労働環境の確保のほか、勤務する人員の勤怠管理、業務遂行状況の管理を行うこと。
- ・常勤とし、労働相談事業及び働く女性応援事業の専任とする。

#### イ 労働相談員 2名以上

- ・社会保険労務士の資格を有し、かつ、労働問題における識見を有する者とする。
- ・セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなどの女性特有の問題について、気軽に相談しやすい環境整備のため、労働相談員のうち1名は女性を配置すること。

#### ウ メンタルヘルス相談員 1名

医師（精神科専門）、臨床心理士、公認心理師または精神保健福祉士の資格を有し、かつ、労働者のメンタルヘルス支援における識見を有する者とする。

#### エ コーディネーター 1名体制

・センターが実施するセミナー等の業務の企画及び実施に係る関係機関等との連絡調整ができる者とする。

#### オ 事務員 1～2名体制

・本事業に関する事務的業務やその他職員の業務の補助等を行う者とする。  
・その他センター長の指示する業務を実施すること。

#### カ その他

必要に応じて本業務の履行に必要な人員を配置すること。

### (3) 業務内容

#### ア 労働相談の実施

労使関係者から労使紛争の予防、労務管理改善、労働組合の設立その他労働問題全般について、労働相談員（社会保険労務士）が直接相談に応ずるとともに、必要に応じて関係行政機関への連絡及び紹介を行う。

なお、女性の相談利用者が、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等、女性特有の問題に関する相談を希望した場合には、女性の労働相談員が対応するものとする。

#### (1) 相談窓口の開設日時

電話相談：月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで

対面相談：月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで

※ ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

#### (4) 相談の実施方法

対面相談、電話（フリーダイヤル）相談による。（メールは相談受付等のみ）

#### イ 移動労働相談の実施

市町村の労政・雇用関係課と連携を図り、離島も含めた県内各地域（北部・中部・南部・宮古・八重山）において、移動労働相談を実施すること。

実施にあたっては、労働相談窓口を広く周知し、相談に繋げられるよう、日程や場所、広報等について効果的な手法を県に提案の上、実施すること。

セミナー及び働く女性応援事業と連携して行ってもよい。

## ウ メンタルヘルス相談の実施

労働相談を実施した後、相談者が希望する場合には、労働問題に起因するメンタルヘルス問題についてメンタルヘルス相談員が直接相談に応ずること。相談日時については、事前に相談者と調整を図るものとし、対面相談または電話相談により実施すること。

なお、月に2回、1回につき2時間以上は対応すること。

## エ セミナーの実施

労働者が安心して働くために知っておくべき労働関係法令等に関する基礎知識の普及を図るため、以下のとおりセミナーを実施すること。

実施にあたっては、広く普及が図られるよう、日程や場所、広報等について効果的な手法を県に提案の上、実施すること。

- ・労働者、使用者を対象としたセミナー（離島も含めた県内5地域（北部・中部・南部・宮古・八重山）

※ 本島3地域内で年各1回以上。離島2地域内で、1回以上の開催

※ 同一労働同一賃金を含む働き方改革関連法の施行など、時宜に合った内容を取り入れること。

- ・男女雇用機会均等に係るセミナー

※ セクハラ（男女雇用機会均等法）やカスハラ（労働施策総合推進法）などハラスメントに関する内容を実施する等、時宜に合った内容を取り入れること。

- ・学生（大学生・短大生・専門学校生・高校生）を対象とした、アルバイトや就職にあたり知っておくべき基礎知識を身につけるセミナー（離島も含めた県内各地域）

- ・外国人労働者及び外国人労働者を雇用する企業の担当者、並びに外国人労働者の支援者を対象としたセミナー（年1回以上）

必要に応じて、労働局や入国管理局と連携を図ること。

- ・セミナーの開催にあたっては、受講者が参加しやすいようオンライン開催も活用すること。

・セミナー開催時には、受講者の現状や目的等、求めているニーズが分かるようアンケートを行い、セミナー実施に係る効果を検証するほか、セミナーのあり方を検証する。

## オ 自主提案業務の実施

自主提案業務の実施にあたっては、広く普及が図られるよう、日程や場所、広報等について効果的な手法を県に提案の上、実施すること。

## カ 「労働おきなわ」への寄稿

労働政策課において発行している季刊誌「労働おきなわ」において労働相談実例等を紹介すること。

## キ 関係機関等との連携等

事業の目的の達成に資するため、関係機関等との連携を図るとともに、県が必要に応じて参加を求める会議等に参加すること。

## ク 周知広報

- (7) SNS を含めた様々な媒体で幅広い広報を行い、労働者や使用者に本事業の周知を図るとともに、専用ウェブサイト等を活用し、労働関係法令に関する各種情報を掲載する等、効果的な広報を実施すること。
- (4) 以下の取り組みを実施し、円滑な労働相談の実施に努めること。
- ・日本語による意思疎通が十分とは言い難い外国人労働者を適切な相談先に案内、誘導できるような広報に取り組むとともに、ホームページ上でも周知を図る。

## ケ センター施設、備品の使用管理 ((7)、(4)は働く女性応援事業と共通)

- (7) 県が指定する業務実施場所の使用については、グッジョブセンターおきなわを管理している県雇用政策課が提示する使用許可条件等を遵守すること。
- (4) 「別表沖縄県女性就業・労働相談センター内無償貸与既存備品一覧」に記載されている備品については、無償で貸与する。受託者は常に良好な状態においてこれを管理し、亡失又は損傷があった場合は、速やかに県に報告するものとする。なお、備品を本業務以外の目的に使用してはならない。(ただし、県が認める場合はこの限りではない。)

## コ 県への報告等

本業務の実施状況について把握し、「労働相談業務マニュアル（令和2年3月改訂沖縄県商工労働部労働政策課）」に定める方法及び任意様式により県に報告すること。

## (4) 活動指標・成果指標

活動指標・成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

### ① 活動指標

活動量および活動実績について下表のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

活動指標	令和8年度目標値
① 労働相談対応件数	470件
② 高校生・学生セミナーの開催数	7回
③ 男女雇用機会均等に係るセミナーの開催数	4回

※ 県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策のひとつとして、「誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」を掲げ、“男女の機会均等と待遇改善”の主な取り組みとして上記活動指標を設定する他、下記目標値を各計画等で設定していることから達成に向けて努めること。

- ・次代を拓く持続可能な島づくり計画 上表① 470件

### ② 成果指標

本委託業務の「男女雇用機会均等に係るセミナー」は、性別を理由とする賃金格差、ハラスメント及び高い非正規雇用率など、男性と比べて不利益を受けやすい立場にある女性

労働者の労働環境を整備することを目的としていることから、下表のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

成果指標	令和8年度目標値
④ 男性の給与を100としたときの女性の給与	83.3%以上

※ 県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策のひとつとして、「誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進」を掲げ、“男女の機会均等と待遇改善”の成果指標として上記指標を設定する他、下記目標値を各計画等で設定していることから達成に向けて努めること。

- ・第6次沖縄県男女共同参画計画 上表④ 92.6%（令和8年度まで）
- ・沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画 上表④ 83.8%（令和9年度まで）

### 3 再委託等の制限について

#### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

- ・契約の主たる部分
  - ア 契約金額の50%を超える業務
  - イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

#### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託はできない。

#### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- 再委託ができる業務の範囲
  - ア 履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務
  - イ 業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務
- 簡易な業務
  - ア チラシ・ポスター等の広報物の制作
  - イ 資料の収集、整理
  - ウ 複写、印刷、製本
  - エ 原稿、データの入力及び集計

#### 4 実績報告書の提出について

- (1) 事業の進捗状況を任意様式により、毎翌月10日までに沖縄県に報告するものとする。
- (2) 委託事業完了後速やかに、または県が指示する期日までに、実績報告書となる成果報告書及び経費報告書を提出すること。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ・本事業で実施した相談・セミナー等に係る集計データについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- ・PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
- ・外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

#### 5 著作権及び著作者人格権

本委託業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

また、成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

#### 6 委託業務実施における留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、財産の取得は原則として認めない。
- (2) 受託者は、委託業務に従事する者の労務管理について、労働関係法令を遵守し適切に行うとともに、事業が効率的かつ確実に遂行できるよう配慮すること。
- (3) 受託者は本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めることとする。

#### 7 その他

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、県と協議の上、決定するものとする。